

## 第5回緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会 議事録

第1 日 時 令和6年（2024年）1月11日（木曜日）  
14：00～16：25

第2 場 所 慈恵病院マリア館4階会議室

第3 参加者

- 1 対 面：森座長、床谷委員、高木委員、石黒委員、秋月委員、傘委員、  
駒井委員、光安委員、古閑委員、蓮田健委員、蓮田真琴委員
- 2 オンライン：藤林委員、安發委員、姜委員、大場委員

第4 内容

- 1 開会
- 2 フランス視察の報告について  
蓮田健委員による説明が行われた。
- 3 課題の整理について意見交換  
委員の意見交換が行われた。主な意見は、別紙のとおりである。
- 4 閉会

第5回緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会  
意見交換で出た主な意見

【出自情報の取扱いについて】

- ・「出自情報」には、住所・国籍、氏名のように個人を特定する情報と、母親の病気・病歴のように早くから知っておかなくてはいけない情報とがあるのではないかと。前者については母親を特定する情報として守るべきだが、後者については子どもを育てるために必要な情報なので早い段階から養親等に伝える必要があるのではないかと。
- ・慈恵病院が実親から聞き取ったアレルギーの有無等健康上の情報については、大事な情報として養親・施設にお伝えするべきであると児童相談所としては考えている。他の児童相談所にケースを移管する場合も、健康上の情報はお伝えするようにしている。
- ・2016年の児童福祉法改正以前は養親・養子に対する支援の規定がなく、児童相談所やあっせん機関がそれぞれで養子縁組成立後の支援を行っていたこと、改正後もそれに関するガイドラインがなかったことが背景にあると思っている。民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について（令和3年3月26日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）が出てまだ2、3年しか経過しておらず、運用の実態が把握できていないという現状を認識しておくべきである。
- ・情報の真実性を担保するために確実な資料を集めようとするよりも、女性に病院に来てもらい、子どものために情報を残させる工夫をすることが大事だと思う。
- ・各国が、過去の負の歴史をふまえて、出自を知る権利を確立していったのだと思う。法制化されたことで強力な支援となった国もある。

【真実告知について】

- ・「真実告知」とは、養親が養子に対して実子ではないことを伝えることを指すのか、もっと広く、関係する児童相談所や医療機関が子どもに対して出生時のことを伝えることまで含むのか。今後議論することになるかもしれないが、言葉の使い方の説明が必要である。
- ・真実告知の在り方というのは、子どもがそれまで知らなかった自分に関する情報をどのように知るようになっていくのかという方法とか、その議論かと思っており、最初から真実告知という言葉を使うのは違和感がある。
- ・フランスでは、養親に伝えるべきことは何か、どのような伝え方をするか、養親・

養子への影響にとっても配慮がなされている。出自を知る権利を守るために、情報収集や情報開示の方法、合意の取り方、情報の伝え方等が地域や担当者によって異なることがないようにすべきである。

- 出自情報をどう伝えていくか、養親に重要な役割があるならば、養親子への支援体制の在り方についても提言ができるといいと思う。

#### 【検討内容の順序等について】

- (1) 1 番目に子どもの出自情報とは何かを検討し、それらをどのように収集するのか（情報内容と収集の方法）、
- (2) 2 番目に誰が（どこが）、どのように情報を保存するか（情報管理の在り方）、
- (3) 3 番目にその情報を子どもにどのように提供するのか、その手続等（情報提供の手続きと方法）の順で検討すべきである。その上で、どのように「真実告知」をするか議論するというのがより現実的だと思う。
- 「真実告知」という言葉ではなく、子どもへの出自情報の提供に含めて議論する方がよいのではないか。
- こども家庭庁のガイドラインでも「真実告知」という言葉は使われていない。真実告知の在り方というのは、こどもがそれまで知らなかった自分に関する情報をどのように知るようになっていくのかという議論ではないか。

#### 【その他】

- 報告書に理想論を記載するだけでなく、現実的な提言が現場には必要である。
- 養親子には様々な形があるので、「行うべき」といった断定の表現ではなく、「望ましい」「・・・のようなケースが多い」といった提言の表現が良いと思う。